

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年8月29日付で行った、請求人の子である請求外〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

本件処分の判断のもとになった資料は、親権変更を画策する母の狂言であるため、一刻も早く子の福祉のために本児を請求人及び祖父母及び弟の4人のもとに帰宅させなければならない。「一時保護の理由」記載の事情は、完全なる事実無根の虚偽内容であることは明々白々であり、このことは、本児と同居し本児を我が子のように可愛がり、常時事情をよく知る請求人の両親（祖父母）が明確に証言している。

一刻も早く一時保護を解き、本児を請求人ら4人のもとに戻すようにされたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月11日	諮問
平成31年 1月15日	請求人から主張書面を収受
平成31年 1月18日	審議（第29回第1部会）
平成31年 2月21日	審議（第30回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法25条1項は、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない旨規定している。

法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、法27条の措置を要すると認める者を都道府県知事に報告すること（法26条1項1号）等の措置を採らなければならない旨規定している。

法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童につき、児童を児童養護施設等に入所させること（3号）等の措置を採らなければならない旨規定し、法 27 条 4 項は、同条 1 項 3 号の措置は、原則として、児童に親権を行う者の意に反して、これを採ることができない旨規定している。

法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる旨規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる旨規定している。

そして、一時保護の要件が、「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成 27 年 3 月 11 日判決・判例時報 2281 号 80 頁参照）とされている。

なお、東京都知事は、法 27 条 1 項及び 33 条 2 項に係る権

限を、法 3 2 条 1 項、地方自治法 1 5 3 条 2 項並びに法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号） 1 条 1 項 1 号及び 5 号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。） 2 条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、2 号に「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」を掲げている。

(3) ア 「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 1 3 3 号厚生省児童家庭局長通知）第 5 章（一時保護）は、「虐待等を受けた子どもの一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」に定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」…及び「子ども虐待対応の手引き」第 5 章「一時保護」を参照し、子どもの安全確保を最優先とした適切な対応を行うこと。一時保護の決定に当たっては、「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。」としている。

イ 「一時保護ガイドライン」（平成 3 0 年 7 月 6 日付子発 0 7 0 6 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別添）Ⅱ・2 の「(2)一時保護の機能」によれば、「一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。」とした上で、「緊急保護を行う必要がある場合」について、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（中略）」、「（略）警察から法第 2 5 条に基づき通告のあった子ども（略）を保護する場合」などがこれに当たるとし、「アセスメントのための一時保護」は、「適切かつ具体的な

援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う」必要がある場合に一時保護を行うとしている。

ウ 「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙）第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条2号の行為は「性的虐待」と定義され、「子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む。）」、「子どもに性器や性交を見せる。」などがこれに該当するとしている。

エ なお、上記アないしウの通知はいずれも、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

2 これを本件についてみると、処分庁は、警察署長から本児について本件通告を受け、同通告の内容から、本児が請求人から性的虐待を受けた可能性を否定できなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、本児の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、また、本児の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護の必要性があると判断し、本児を一時保護したことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のとおり、本件処分の理由は、事実無根の虚偽内容であり、このことは本児と同居し、事情をよく知る請求人の両親が明確に証言しており、一刻も早く一時保護を解き、本児を請求人ら4人のもとに戻してもらいたいと主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹